

高等学校第1学年外国語（英語）科 題材名「世界人権宣言」

1 本題材で人権教育を進めるにあたって

高等学校外国語科の目標は「外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う」ことである。

国際化が進展する中で、異なる文化をもつ人々の考え方や気持ちを尊重し、自分を適切に表現することは他の人と共により良く生きようとする態度に発展していくものである。

そのためには、自他の人権を尊重したり、人権問題を解決したりすることに具体的に役立つ知識を人権教育により身に付けることが必要であり、普遍的な基本的人権についての宣言文である世界人権宣言をテーマとした授業を展開する。

2 題材の目標

難解な単語や分からない表現について、意味を推測した上で、辞書を調べる習慣を身につける。

情報や考えなどを理解し、自分の考えを英語で書いたり、話したりする言語活動を行うことで、コミュニケーションを図ろうとする。

3 人権教育を通じて育てたい資質・能力

世界人権宣言の中の主要部分に焦点を絞った教材を通して、その内容について理解を深める。（知識的側面）

人権の大切さに気づき、自他の人権を尊重する気持ちを培う。

（価値的・態度的側面）

4 指導のポイント

（1）知的理解を図る上で大切にしたいポイント

- 「人権とは何か」ということや人権が尊重される必要性について、自分の身の回りの問題と関連させながら考えさせる。
- 条文の内容について、国内外において人権が守られていない場面があることに気づきながら、その必要性を理解させる。
- 話し合い活動などを促進するためにグループ活動を取り入れ、共感的雰囲気を作り出す。

(2) 人権が尊重される授業づくりの視点

① 自己存在感

- 互いの発言を最後まで聴く習慣や誤答を大切にすることを身につけさせる。
- 協力して活動できる場を工夫し、互いの考えや方法のよさに気付かせる。

② 共感的人間関係

- 自分の考えと異なる意見や感情を拒絶せず、それを理解する技能を育てる。
- 「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気を作る。
- 他者の気持ちや立場を考えて自分の言動を選択・構成する態度を育てる。

③ 自己選択・決定

- 自他の学習課題や解決方法、学習の仕方やまとめ方等を振り返って交流する時間を設定し、他者の成果に学ぶとともに、今後の学習課題や方法について選択・決定できる場を工夫する。
- 生徒の実態や学習内容に応じた学習形態や活動の場を多様に提示し、選択の幅を与える。(→※)

※ 問題の中で、選択肢を省くことも可能である。

→【1】(1) 【2】(4), (5), (7)

※ 生徒の実態に応じて、ディクテーション等を取り入れることも可能である。

※ 本事例は英語の授業内容を深めるための補助教材として利用しているが、「世界人権宣言」を単独に取り扱う場合は、条文の内容から入り、最後にまとめとして「世界人権宣言」の説明を行う方法もある。

5 学習の流れ

人権尊重の意識と実践力を養う学習活動例

目標

◇難解な単語や分からない表現の意味を推測しながら辞書で調べることができる。
意欲的に英語を使いコミュニケーションを図ろうとする。

人権教育で育てたい資質・能力

◆自分の身の回りの問題等と関連させながら条文の内容と必要性を理解する。
受容的・共感的な姿勢や態度でグループ活動に取り組み、自他の人権を尊重する気持ちを培う。

主な学習活動	○指導上の工夫・留意点 評価◇◆	備考
<p>○世界人権宣言についての説明を聞く。</p> <p>1 「世界人権宣言」第1条・第6条を原文で読み、内容について考える。 (1) 第1条 (2) 第6条</p> <p>○感想や考えを発表する。</p>	<p>○「人権とは何か」ということについて真剣に考えさせる。</p> <p>○様々な人権課題を身近な問題と結びつけた指導を心がける。</p> <p>◆解答するだけでなく、書かれている内容について深く考えているか。</p>	ワークシート
<p>2 「世界人権宣言」の条文の中から抽出された英文に関する問題を解く。 (1) 第3条 (2) 第16条 (3) 第19条 (4) 第23条 (5) 第26条 (6) 第30条 (7) 第2条</p>	<p>○生徒の実態を踏まえて多様な教材を準備し、選択の幅を持たせる。</p> <p>○必要に応じて辞書を使い、自分で問題を解決する能力を育てる。その際、辞書の引き方に躊躇している状況が見られる場合は、個別に、あるいは全体で辞書指導を行う。</p> <p>○生徒の実態に応じて、多様な場面における言語活動を経験させながら、学習内容を繰り返して指導し定着を図るようにする。</p> <p>◇難解な単語や表現も文脈から意味を推測しながら辞書を活用しようとしている。</p> <p>◆自分の身の回りの問題等と関連させながら条文の内容と必要性を理解しようとしている。</p>	ワークシート
<p>3 (1) 「世界人権宣言」の条文のうち、今後の人生に関わりが深いと思われるものを1つ選び、その理由を英語で書く。 (2) キャッチフレーズを英語で作る。</p> <p>○意見交換 自分の考えを、英語を使って発表する。</p>	<p>○内容の要点を示す語句や文、つながりを示す語句などに注意しながら読んだり書いたりする能力を育てる。</p> <p>○グループ活動を取り入れる。</p> <p>◇意欲的に英語を使って自己表現しようとしている。</p> <p>◆他者の意見を真剣に聞き、認め合う雰囲気作りを心がけている。</p>	ワークシート

6 資料

○ワークシート

- 問題【1】は、世界人権宣言（→注1）の中で用いられている英文をそのまま引用している。
- 問題【2】は、「やさしい言葉で書かれた世界人権宣言」（→注2）の中で用いられている英文を引用している

テーマ 世界人権宣言

※ 最初に、「世界人権宣言」について簡単に説明する。

※ 辞書使用可

【1】「世界人権宣言」第1条・第6条の原文を読み、和訳を完成しなさい。ただし、第1条は下の語群から適切な語句を選びなさい。

(1) Article 1 [原文]

All human beings are born free and equal in dignity and rights. They are endowed with reason and conscience and should act towards one another in a spirit of brotherhood.

すべての（ 1 ）は、生まれながらにして（ 2 ）であり、（ 3 ）と（ 4 ）とについて（ 5 ）である。人間は、（ 6 ）と（ 7 ）とを授けられており、互いに（ 8 ）の精神をもって行動しなければならない。

権利 良心 同胞 尊厳 平等 自由 理性 人間

※選択肢を省くことも可

(2) Article 6 [原文]

Everyone has the right to recognition everywhere as a person before the law.

すべての人は、いかなる場所においても、（ 1 ）において、（ 2 ）として（ 3 ）がある。

【2】「世界人権宣言」のいくつかの条文を読み、和訳を完成しなさい。

第 23, 26, 2 条 については和訳を参考にして、それぞれの下の語群から適切な語を選び、英文を完成しなさい。第 16 条については、文意が通るように正しく並べ替えなさい。

(1) Article 3

You have the right to live, to live in freedom and in safety.

あなたは（ ）をもっています。

(2) Article 16

As ① (enough / a person / old / soon / is / as) to have children, he or she has the right to marry and have a family. In doing this, neither the color of your skin, ② (from / the country / come / nor / you) has any importance. Men and women have the same rights when they are married and also when they are separated. ③ (to / can / a person / nobody / force) marry.

だれでも子どもをもてるような年齢になったらすぐに、男性でも女性でも結婚して、家庭をつくる権利をもっています。このことについては、あなたの皮膚の色が何色であるか、あなたの出身国がどこであるか、まったく関係ありません。男女は結婚について、あるいは離婚について、まったく等しい権利をもつのです。だれもだれかをむりやり結婚させることはできません。

- ① _____
② _____
③ _____

(3) Article 19

You have the right to think what you want, to say what you like, and nobody can forbid you from doing so.

あなたは (1 _____)、 (2 _____) 権利をもっています。だれも (3 _____)。

(4) Article 23

You have the right to (1 _____), to be free to (2 _____) your work, to receive a (3 _____) which allows you to live and (4 _____) your (5 _____). If a man and a woman do the (6 _____) work, they should receive the same (7 _____).

salary work family support same choose

あなたは働く権利、あなたの仕事を自由に選ぶ権利、あなたが生活し、あなたの家族を養うことができるような給料をもらう権利をもっています。もし男の人と女の人が同じ仕事をする場合、どちらも同じ額の給料を受けるべきです。

※選択肢を省くことも可

(5) Article 26

You have the right: to go to school; to take advantage of compulsory (1 _____) (2 _____) having to pay anything. You should be able to learn a (3 _____) or (4 _____) your studies as far as you wish. At school, you should be able to develop all your (5 _____) and you should be (6 _____) to get on with others, whatever their religion or the country they come from.

continue talents education taught profession without

あなたは学校に通う権利、無償で義務教育を受ける権利をもっています。あなたはある職業を学んだり、あるいは望むだけ勉強を続けることができるべきです。あなたは学校であなたのあらゆる才能を発展させることができ、どんな信仰をもっているか、出身国がどこであるかに関係なく、だれとでも仲良く生活し続けることを教えられるべきです。

※選択肢を省くことも可

(6) Article 30

In all parts of the world, no society, no human being can take it upon himself to destroy the rights and freedoms which you have just been reading about.

世界のあらゆるところにおいて、どんな（ 1 ）も、どんな個人も、これまでいろいろ挙げてきた（ 2 ）を無効なものにしようなどとすることは許されません。

(7) Article 2

Therefore, everyone has the right to possess or to take advantage of all that has just been said:

- even if he or she does not speak your (1)
- even if he or she does not have the (2) of your (3)
- even if he or she does not (4) like you
- even if he or she does not have the same (5) as you
- even if he or she is poorer or richer than you
- even if he or she is not from the same (6) as you

skin country religion think language color

したがって、すべての人はこれまで述べてきたようないろいろな権利や自由をもっていて、それらのおかげで助かる権利をもつのです。

たとえあなたと同じ言語を話さなくても、
あなたと同じ皮膚の色でなくても、
あなたと同じ考え方をしなくても
あなたと同じ宗教を信じていなくても
あなたよりも貧しかったりお金持ちだったりしても
あなたと国籍が同じでなくても。

※選択肢を省くことも可

【3】（1）上記「世界人権宣言」の条文のうち、今後のあなたの人生に関わりが深いと思うものを1つ選び、その理由を英語で書きなさい。

	理 由
Article: _____	

（2）人権に関するキャッチフレーズを考え、英語で書きなさい。

注1)世界人権宣言:1948年に第3回国際連合総会で採択された、すべての人民とすべての国民が達成すべき基本的人権についての宣言である。

注2)やさしい言葉で書かれた世界人権宣言

:ジュネーブ大学のL. マサランティ教授(心理学専攻)を指導者とする研究班が、NGOの一つで人権教育の研修や普及に活躍しているEIP(平和の手段としての学校のための世界協会)と協力して1979年に開発・公表した簡易テキストによる世界人権宣言である。人権に関する最も重要な国際文である「世界人権宣言」を誰もが読んで理解できるように、日常会話で使われている語句だけで人権宣言をやさしく書き換えている。

参考資料 1 「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」

2 『やさしいことばで書かれた世界人権宣言』

(財)人権教育啓発推進センター